

全日本共産党

政策（分冊）

02

# 税制と賃金についての原則

基準は、単身生活。

## 「単身生活」を基準とする理由

賃金並びに個人に掛かる諸税は共に、「夫（働き手）に、妻（無職）と二人の子」を「標準世帯」即ち基準とする発想を捨て、働き手本人が単身生活（＝世帯の最小単位・一人暮らし）を営む事を先ず、前提即ち基準として設定する。

其は先ず第一に、家族と云うものは結婚し子を作って形成されるが、其は恒久的なものではなく、子が結婚すると多くが親元を離れるが故に家族は夫婦のみと成り、其の一方が先に死ぬと否応無しに単身と成るからである。

第二に、宗教上又は職業上の理由、或いは性格や「臓器の」障害故に婚姻に適応出来ない等の止む無き理由から、結婚しない・出来ない人も少なからず、居るからである。

## 賃金について

◎最低賃金＝「其の地に於いて」一年間、単身生活を営む為に必要な最小限の金額」\*2

50〔日〕\*8〔時間〕

→時間は主に頭脳労働（事務等）の場合。  
肉体労働の場合には時間が異なる。

## 税制について

◎直接税の共通基礎控除額（事業者並びに給与所得者共）＝「其の地に於いて」一年間、単身生活を営む為に必要な最小限の金額」

▲親族（配偶者「妻」並びに祖父・祖母・父・母・子及び孫で、尚且つ各当事者が金銭を自らの意思で得ていない場合に限る）の扶養に掛かる金額については、別途控除。

◇所得税は前記「共通基礎控除額」及び扶養控除額を除いた年額が24万円以上に成る者を対象に課税する。（最低税率＝5／100、支払いは月一回・1000円以上）

◎一般財源としての間接税については、日常生活

活に於ける「購買頻度」及び「必要度」に依じて「複数の」税率が設定されるものとし、全ての働く人々が日常生活を営む為に必要不可欠で尚且つ、少なくとも毎月一回は必ず売買される品目については特に、可能な限りに於いて低い税率を設定する。

▲現行消費税を「一般・間接税」として位置付け、改定する場合――

●食品・消耗日用雑貨（石鹼・洗剤・糊・海綿・安全剃刀替刃：例）・家賃（管理費及び修繕費積立分を含む）・運賃（観光目的を除く）・各種公共料金（電力・瓦斯・水道・電気通信

「電話・放送（一般時事の報道を目的とする番組に掛かる場合に限る）及び「インターネット間網」（一般時事の報道以外を目的とする有料サイトに掛かる場合を除く）」……5〔5〕／100以下（国税分「3〔5〕／100」＋地方税分「2／100以内：各県〔又は州〕が財務事情に応じて設定可」）

●貴金屬類・美術品（学校教育に用いられる為

のものを除く）・楽器（同前）・電気機器・建設機器・輸送機器（家用の自動車・船・飛行機）・不動産（土地・建物）……20／100〔前後〕（国税分「15／100」＋地方税分「5／100以内：各県〔又は州〕が財務事情に応じて設定可」）

●前二者に該る以外の品目……10／100（国税分「7／100」＋地方税分「3／100以内：各県〔又は州〕が財務事情に応じて設定可」）

◎法人税は「法人の規模が大きく成れば成る程、納める額も多く」様に税率を設定。

▲国内法人について、「国産率」に応じた課税を導入（詳しくは「3」の21頁にて）。

▲公益法人（含む宗教。収益事業の有無に関係無く収支差額分（損失の場合を除く。以下同じ）に適用）並びに「小規模（収支差額（＝税引き前当期利益）1億円以下）の会社及び協同組合」に対しては最低税率を課す。

◎相続税については、相続対象者の手元に残る額が「其の地に於いて」一年間、単身生活を営む為に必要な最小限の金額」（一人当たり）を超えない様に設定される事。

——相続は、人の死に因って残った金銭を其の親族が「譲渡（譲り受け）」と云う形で貰う、と云う行いである。其の相続に拠って得られる金額の限度を一人について「単身生活に必要な年額」迄とするのは、以下二つの理由の「妥協点」としての設定である。第一に、金銭を肉親から「貰う」と云う行いが、其の貰い手が特に成年者（大人）の場合、「賭博」や「金銭遊戯」の場合と同様、「其の人を墮落させる（＝自ら働いて金銭を得ようとする意欲を失わせる）」可能性を否定出来ない事である。第二には、例えば其の死者が生前、自営且つ親族ぐるみで働いていた様な場合、残された親族の各々に立ち直りそして再就職の為に「猶予期間」を一年間は与えて然るべき、と思うが為である。

▽以上三税共に、収支差額から「教育」「医療」及び「自立を促す為の」障害者福祉」の各事業（各関係法に基づき認可されたものに限る）に対して行われる寄付の額に対しては税額控除を適用。

——教育と医療、そして「自立（自身に適した分野・業種に就職し、可能な限り単身生活に至る迄）を促す為の」障害（主に、身体障害・精神遅滞（＝知的障害）及び発達障害）者に対する福祉。是等は本来、国家の責任で行われるべきもの。其に掛かる金銭を民間が一部でも「寄付」と云う形で賄う、と云う事は、掛かる公金が其の分だけ少なくなる訳だから、其の好意に応じて減税が成されるべきもの、と本党は考える。

何よりも先ず、

国家機構内部の金銭の使われ方を零から見直し、掛かっている無駄を無くす事!!!

増税は飽く迄、最終手段。

付記として——公営年金の在り方

(1)支給額 「現役時代の」職種・地位及び収入額に関係無く、「各々が単身生活を営む為に必要な最小限の費用額」を月単位で支給。「各々：費用額」が地域に拠って異なる場合は、先ず其の平均額を設定の上で、差額を地域間で調整し実額を支給（「所得比例」——正に「心身共に健康……な程度の生活」の領域を超える営みを公共機関が保障する事——は無し。縊り多くの金銭が欲しければ、其の分は自己責任で！）。

(2)支給開始年齢 各々が就職した年月日から50年後を目処とする（義務教育の過程を通常に卒業して直ぐ就職した場合は68歳）。

(3)支給期間 支給開始から20年を原則とする。被支給者が其の間に死亡した場合、其の残余額は「20年を超えて尚、生存している他の

被支給者が受け取る為の分」として年金運営事業法人（法律に沿って自発的に設立される民間の非営利法人である事が望ましい）が一時的に預るものとする。

(4)財源・保険料 被支給者本人が現役時代に納める保険料を基礎とする。保険料は原則として「20年間、単身生活を営む為に必要な最小限の費用の50分の1」を月単位で納める（単身生活に必要な最小限の費用（の全国平均）が一月当たりで8万円の場合、保険料は3万2000円）ものとするが、現役時代の収入が「単身：費用の額+原則保険料の額」より前後する場合は其に比例する形で保険料も調整する（所謂「富裕層」は結果として「部分掛け捨て」と成る）。

公営の年金は、「一定期間（概ね40乃至50年間？）働き続け且つ其を全うして余生を送っている同世代間に拠る、金銭を通しての助け合い」の一環として考えたい。無論、保険料を年に一銭でも納めない者に対して年金を支給する事

や、保険料として預った金銭を年金支給や其に必要な経理事務以外に使う事―僻地へきちの「保養施設」に象徴されるが如き―は、何れも言語道断である。

---

## お断り

此の文書は未完の状態であり今後、順次且つ随時、修正・加筆の上で補充する予定です。

全日本共和党 政策（分冊）02

2014年12月1日 発行

発行者 佳羅電役

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

【お問い合わせ先】

Safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp